

あなたは保健所への (届出対象 ・ 届出対象外) に該当しますので、下記のとおり療養してください

療養についての詳しい情報は裏面をご確認ください

A. 発生届出対象の方

(医師から保健所へ感染症法に基づく発生届を提出される方)

1. 65歳以上の方
2. 入院を要する方
3. 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
4. 妊婦



- ・ 県より、パルスオキシメーター(血中酸素飽和度を測定する機器)とリーフレットを送付します
- ・ 居住地を管轄する保健所より健康状態等の確認のため、電話連絡します(感染者の発生状況により連絡まで時間がかかる場合があります)

療養期間終了まで、自宅・病院・宿泊療養施設のいずれかでの療養となります。
(病状等により総合的に判断し療養先を県で調整します。また療養先等についてご希望をお伺いすることはできません。)

<自宅療養中に体調が悪化した場合の相談先>

- ① まず診断を受けた医療機関やかかりつけ医に相談
- ② かかりつけ医がない方は発熱外来認定医療機関に相談 (右記QRコード参照)
- ③ 専用窓口相談(看護師等24時間対応)



TEL:0742-85-1933 FAX:0742-33-3717

④管轄の保健所に相談(8:30~17:15のみ)

相談窓口	連絡先	管轄市町村
郡山保健所	0743-51-0194	・天理市・大和郡山市・生駒市・山添村・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町
中和保健所	0744-48-3037	・大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・橿原市・桜井市・宇陀市・川西町・三宅町・田原本町・曾爾村・御杖村・高取町・明日香村
吉野保健所	0747-52-0551	・五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村

B. 発生届出対象外の方

(医師から保健所へ感染症法に基づく発生届が提出されない方)

左記の1.~4.に該当しない方

- ・ 医師から保健所へ情報提供があった場合には、居住地管轄の保健所より、健康状態の確認や療養支援についての電話連絡があります(感染者の発生状況により連絡まで時間がかかる場合があります)
医療機関にて、電話連絡不要とご回答された方には、保健所からの電話連絡はありません
- ・ 県より、パルスオキシメーター(血中酸素飽和度を測定する機器)とリーフレットを送付します
- ・ 療養期間終了までご自身で健康観察を行ってください(※療養期間については裏面)
- ・ 療養証明書の発行はできません(保険金等の請求はご契約の各保険会社へお問い合わせ下さい)
- ・ 県外在住の方は、お住まいの自治体ホームページ等をご確認ください

<自宅療養中に体調が悪化した場合の相談先>

- ① まず診断を受けた医療機関やかかりつけ医に相談
- ② かかりつけ医がない方は発熱外来認定医療機関に相談 (右記QRコード参照)



③専用窓口相談(看護師等24時間対応)

TEL:0742-85-1933 FAX:0742-33-3717

奈良市にお住まいの方は、連絡先が異なります
奈良市保健所へお問い合わせください
(右記QRコード参照)



新型コロナウイルス感染症と診断された方へのご案内(奈良市および県外にお住まいの方を除く)

(1) 療養期間について ※新型コロナウイルス感染症と診断された方が対象

○有症状(発熱や咳等がある)の場合

症状が出始めた日の翌日を1日目として7日経過、かつ、症状軽快※してから24時間が経過していれば、検査なしで出勤・登校等が可能

※症状軽快：薬を使用せず、37.5℃以上の発熱がなく、咳などの呼吸器症状が改善

○無症状の場合

陽性が確定した検査日(検体採取日)の翌日を1日目として7日間経過していれば、検査なしで出勤登校等が可能

ただし健康観察期間中も無症状の場合に限り、ご自身で抗原定性検査キットを使用し、5日目で陰性を確認した場合は6日目から待機解除が可能

※抗原定性検査キットは、国が承認した【体外診断用医薬品】(または【第1類医薬品】と表示)を使用してください 詳しくは薬局等の薬剤師にご相談ください



陽性者が	2日前	1日前	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
有症状	他者に感染させる可能性が始まった日	発症日(症状が出た日)	療養(健康観察)期間 ※最短の療養期間							症状軽快 24時間経過	通常の生活(出勤・登校可能)
			健康観察期間								
無症状	※3日より以前の接触者については濃厚接触者とはなりません	検査日	健康観察の期間中に 症状が出現した場合は、上記「有症状」者となり、発症日が起点となります							通常の生活(出勤・登校可能)	

上記期間が経過しても、発症後10日間が経過するまでは、感染リスクは残存するため、検温など健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食等はお控えください

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合は、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、マスク着用など自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません

(2) 濃厚接触者の待機期間について ※家族等の同居者が対象

○家族等、同居者は濃厚接触者です。健康観察と外出の自粛をお願いします

- ・家庭内では可能な限り隔離をし、感染対策※を行ってください
(※マスク着用、換気、手洗い、手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施など)
- ・濃厚接触者の方の自宅待機期間の基準は右記の通りです
自宅待機期間中に症状の出現がなければ、検査なしで、出勤や登校できます
- ・他の同居家族が発症した場合、無症状の陽性者が発症した場合は、新たにその発症日が起点となります
- ・抗原定性検査キットを使用し、2日目及び3日目で陰性を確認した場合は3日目から待機解除が可能です
- ・抗原定性検査キットは、国が承認した【体外診断用医薬品】(または【第1類医薬品】と表示)を使用してください
- ・なお、健康観察は7日間とし、この期間は高齢者等のハイリスク者との接触や不特定多数の者が集まる飲食等は控えてください



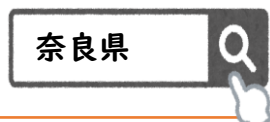
家庭内でもマスクを装着するなどの感染対策ができていた場合

家庭内でもマスクを装着するなどの感染対策ができていなかった場合

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目～
同居している方が発症もしくは検査を行った日	自宅待機期間						待機解除 通常の生活(出勤・登校可能)
	自宅待機期間中に症状が出現すれば、陽性となった可能性があるため速やかに受診してください						
家庭内で隔離、マスクの装着等感染対策を開始した日	自宅待機期間						待機解除 通常の生活(出勤・登校可能)
	自宅待機期間中に症状が出現すれば、陽性となった可能性があるため速やかに受診してください						

新型コロナウイルス感染症に関する各種ご案内

上記以外の情報も掲載していますので、詳しくは、奈良県ホームページをご確認ください(奈良市にお住まいの方は、奈良市ホームページをご確認ください)



「奈良県 新型コロナウイルス感染症 関連情報」



(一部抜粋)



「陽性者と接触のあった方へ」



「入院・入所待機中、自宅療養中の方へ」



「発熱外来認定医療機関一覧」